

東浦町立保育園民営化（・認定こども園化）移管先法人募集

<質問に対する回答（～8月28日受付分）>

2026年9月2日

No.	質問事項	対象園	質問内容	回答内容
1	アスベストの使用状況及び、除去費用の負担について	石浜	①昭和 53 年築の建物であるため、当時の建築物はアスベストを使用していると思われる。表面の見える部分は既に取り除いているかと思うが、内部に使用しているか把握できているか。 ②現状のまま建物を使用するにあたり、差し支えない状況か。	①平成 17 年度に実施した保育園のアスベスト含有製品の使用状況調査において、石浜保育園についても、アスベストを含有する二次製品が建材として使用されていることを確認しております。したがって、軒裏など飛散のおそれがない箇所を含め、アスベストを含有する建材が使用されていること自体は確認しています。ただし、詳細の使用箇所については把握していない状況です。 なお、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき、建築物の解体・改修工事に際しては、有資格者（建築物石綿含有建材調査者等）による事前調査が義務付けられております。将来的に移管先法人が解体・改修工事を行う場合には、当該工事に係る事前調査により、対象範囲のアスベスト使用状況を確認していただくこととなります。 ②平成 18 年度に、飛散のおそれがあったアスベストを含有する天井材の除去を実施しております。このため、現在の建物は、教育・保育の用に供する使用形態において支障はなく、現状のままご使用いただけるものと考えております。 なお、本要項「6（2）建物に関する事項」に記載のとおり、建物等は引渡しの日現状有姿のまま引き渡すものであり、移管後の維持管理及び使用は移管先法人の責任において対応していただく

			③内部のアスベスト除去が必要となった場合、その費用について移管先の法人で除去費用を負担していくのか。町の負担となるか。 他の自治体では、内部にアスベストが使用されている建物は、使用可能であっても解体していく事例がある。町として内部に使用されているアスベストについて安全面、除去する場合の費用面についての見解を聞きたい。	ことを前提としております。 ③安全面については、②で回答したとおり、平成 17 年度に飛散のおそれのあった天井材の除去を実施しており、現状のまま教育・保育の用に供することについて支障はないものと考えております。飛散のおそれがない状態で存置されている建材については、これを直ちに除去する必要はなく、そのままご使用いただけるものと認識しています。 費用面については、本要項「6（2）建物に関する事項」に定めるとおり、建物等は現状有姿で引き渡すものとし、町は、引き渡した建物等が種類・品質・数量に関して契約の内容に適合しない場合であっても、民法第 562 条から第 564 条までに規定する責任（追完・代金減額・損害賠償・契約解除）を負いません。したがって、移管後において、移管先法人の判断により、あるいは移管先法人が実施する解体・改修・建替え等に伴ってアスベストの除去が必要となった場合、その除去に要する費用は、移管先法人の負担となり、町がこれを負担することは考えておりません。 なお、本要項「6（6）」及び「6（7）」に記載のとおり、移管後の大規模改修・建替え等に際しては、国庫補助金（就学前教育・保育施設整備交付金等）の活用可能性を踏まえ、町の予算の範囲内で補助の対象とすることがありますが、これは補助金の交付を確約するものではありません。
--	--	--	---	--